

(仮称)串間市いちき風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年3月

株式会社イメージワン

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催を予定していた日時、開催場所	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3年 1月 19日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和 3年 1月 19日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・宮崎日日新聞（朝刊）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

[別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報くしま
- ・日南市広報

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎5か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・宮崎県庁環境森林部環境管理課 | : 宮崎県宮崎市橘通東二丁目 10番 1号 |
| ・串間市役所総合政策課 | : 宮崎県串間市大字西方 5550番地 |
| ・串間市役所市木支所 | : 宮崎県串間市大字市木 7375番地 1 |
| ・日南市役所総合戦略課 | : 宮崎県日南市中央通一丁目 1番地 1 |
| ・日南市役所南郷町地域振興センター | : 宮崎県日南市南郷町中村乙 7051番地 25 |

② インターネットの利用

[別紙3参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://www.imageone.co.jp/ene_news/kushima/houhou/

(4) 縦覧期間

令和 3年 1月 19日（火）から令和 3年 2月 18日（木）までとした。
自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は3名であった。

(内訳)	・宮崎県庁環境森林部環境管理課	0名
	・串間市役所総合政策課	1名
	・串間市役所市木支所	0名
	・日南市役所総合戦略課	0名
	・日南市役所南郷町地域振興センター	2名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の中止

説明会の開催公告を方法書の縦覧等に関する公告と同時（令和3年1月19日（火））に行ったが、縦覧開始後に新型コロナウィルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が延期されたこと、また、当社所在地が、宮崎県独自の緊急事態宣言において来県自粛を求められた地域であることから、当時の新型コロナウィルス感染者数の状況を鑑み、今回の事象が「環境影響評価法施行規則」第3条の5第1項に定める事業者の責めに帰することができない事由に該当すると考え、「環境影響評価法」第7条の2第4項の規定に基づき、感染拡大の防止のため、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会の中止を決定した。

なお、説明会の中止については関係自治体である串間市、日南市及び宮崎県へ上記の状況を説明するとともに、説明会中止のお知らせについては縦覧場所へ掲示、地元地区へ回覧並びに当社ホームページにより周知した。また、地域住民へ方法書の記載事項を周知するため、説明資料を各縦覧場所へ設置、地元地区へ回覧した。

(1) 公告の日及び公告方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時にあった。

② 縦覧場所への掲示及び地元地区への回覧によるお知らせ

[別紙4参照]

説明会中止の「お知らせ」について、縦覧場所への掲示を行うとともに、地元地区への回覧を行った。

③ インターネットによるお知らせ

[別紙5参照]

その後、説明会中止の「お知らせ」を当社ホームページに掲載した。

(2) 開催を予定していた日時、開催場所

説明会の開催を予定していた日時及び開催場所は以下のとおりである。

<串間市>

- ・開催日時：令和3年2月5日（金）16時30分から
- ・開催場所：市木公民館 体育館（宮崎県串間市大字市木7350の7番地）

- ・開催日時：令和3年2月6日（土）10時30分から
- ・開催場所：市木公民館 体育館（宮崎県串間市大字市木7350の7番地）

<日南市>

- ・開催日時：令和3年2月7日（日）14時30分から
- ・開催場所：南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室

（宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地25）

- ・開催日時：令和3年2月8日（月）10時30分から

- ・開催場所：南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室

（宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地25）

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙6参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 3年 1月 19日（火）から令和 3年 3月 4日（木）までの間
(縦覧期間及びその後 2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は27件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は27件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>①事業計画全体について</p> <p>方法書の第7章にある、記者が作成した計画段階環境影響配慮書（以下、配慮書という）に対する住民等の意見のうちNo.2に対する事業者見解で貴社は、本事業計画により宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画における2022年度までの風力発電導入見込量である112,800kWを大幅に超過することを認めつつも、「設備利用率が25%程度である」ので問題がないかのような見解を示し、また、「国の進める主電源化に至るものではない」と、宮崎県ではなく国との話に置き換え、さらに、「宮崎県の基本目標である“再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築を目指す”ので受け入れてほしいと示していることは、私どもにはまったく理解できない。県は風力発電導入見込量を設備容量ベースで考えており、また、国ではなく県の目標として導入見込量等を掲げているのである。そして、宮崎県内では諸塙村、日之影町、日南市、串間市等で風力発電事業の、また、県内各地の山地や里山で大規模太陽光発電事業の計画、工事、稼働運転が開始されており、これらの事業により宮崎県の自然環境はまるで虫食い状態に、地域の自然環境や生態系が破壊されている。県の方針である再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築は、単に再生可能エネルギーの導入量を増やすということではなく、地域との共生を図るために、景観や自然環境に配慮した発電設備の導入を推進したいということなのであるが、貴社のこの事業計画は県のビジョンにそぐわないと考えられ、我々や地域住民は受け入れることはできない。貴社は環境影響評価準備書の作成に進まず、現段階で事業を中止、または大幅に見直すべきである。</p>	<p>方法書p.2のとおり、本事業は宮崎県や国が掲げる再生可能エネルギー導入に関する指針や目標に沿いながら、エネルギー自給率向上に寄与することを目的としております。また、地元串間市においても「串間市エネルギービジョン—再生可能エネルギーによるまちづくり」を掲げられていることから、串間市等との連携を図りながら、再生可能エネルギーによる持続的な社会構築の実現、地域との共生、景観や自然環境への配慮に努めてまいります。</p>
2	<p>②地域住民の意見聴取のあり方について</p> <p>地球温暖化対策や持続可能な社会を構築するため自然エネルギーの導入を拡大する必要性は、多くが認めるところである。しかし、それは開発行為を含む人の営みと自然環境との共生の上に成り立たねばならず、地球温暖化対策として行う開発行為が、我々の暮らしを支える生物多様性の基盤を破壊してはならない。しかし、そのようなことに気づかない人間の行為によって、後世になって地域の住民が大きな代償を払わってきたことは、過去に多くの歴史が物語っている。宮崎県高千穂町岩戸地区では長きに渡り我慢を強いられてきた住民が健康被害などの大きな犠牲を払い、今も尚その傷は癒えていないのである。企業も行政も当初は経済発展のみを見据え、将来その地区に起りうる環境影響に対する配慮ができる</p>	<p>方法書における住民説明会は新型コロナウィルスの感染状況を鑑み、中止と判断いたしました。代替措置として、方法書の内容についての説明資料を縦覧場所に設置する等いたしましたが、今後の手続きにおいては新型コロナウィルスの感染状況を考慮した上で適宜説明の場を設け、意見交換に努めます。</p>

	ていなかったのである。貴社のように大きな力を持つ企業は本来、地域の声なき声を尊重し、配慮しなければならない。そのような観点で貴社は、この事業計画に対する地域住民の意見を住民説明会や意見募集にとどまらず、各戸を訪問するぐらいのつもりで丁寧に聴取すべきである。	
3	<p>③累積的影響評価について</p> <p>配慮書に対する宮崎県知事の意見にもあるように、「事業実施想定区域の周辺で『(仮称)日南風力発電事業』及び『串間風力発電所』が手続き中であり、将来は3箇所の風力発電所が南北に並ぶことが予想される。渡り鳥など生態系への影響等について、これら他事業との累積的な影響を考慮すること。環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の変更や風車の基数の削減などの、計画の見直しを行うこと」とある。このことについて貴社は、事業者見解として「他事業との累積的影響を考慮して実施する。」「環境影響を回避、又は十分に低減できない場合には計画の見直しを行う。」と回答している。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっている。貴社は他事業者と協力し、情報の共有を図りながら、また、海外事例を参考にするなどして累積的環境影響評価を実施し、そのうえで、影響の回避・低減策を講じ、対象事業実施区域(以下、計画地という)の周辺に他事業の存在により生じる鳥類をはじめとした環境影響への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきである。また、回避できない重大な環境影響が生じると予測される場合には、事業計画そのものを見直すべきである。</p>	累積的影響については方法書 p.239 のとおり、環境影響を受けるおそれのある他事業を対象とし、騒音及び超低周波音、渡り鳥及び景観について、今後の環境影響評価の手続きの中で他事業者との情報共有に努めながら検討いたします。また、環境影響評価の手続きにおいては、最新の知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。なお、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、対象事業実施区域の変更や風車の基数の削減等の計画の見直しを行います。
4	<p>④クマタカとサシバの生息に対する配慮について</p> <p>方法書の第7章にある、貴社が作成した配慮書に対する住民等の意見のうちNo.2に対する事業者見解で貴社は、計画地にクマタカが生息していることを認識しているうえで、「クマタカ、サシバ等の生息状況の把握に努めます」、「実行可能な範囲内で影響の低減を図ります」と見解を示しているが、これら希少猛禽類の生息や風車建設により影響を受ける可能性があることが分かった場合は、勇気を持って事業そのものを見直すことが、最善の影響低減策であると認識していただきたい。</p>	現地調査でクマタカ、サシバ等の生息状況を把握し、影響予測を実施した上で、事業の実施によりクマタカ、サシバ等の希少猛禽類への重大な影響が生じると判断された際には専門家等の助言を踏まえ、影響を回避・低減できるような環境保全措置を検討いたします。

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者(株式会社イメージワン)及び委託先(日本気象協会)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないでいただきたい。</p>	意見の内容については、削除や要約、順番を並び替えるといったことはせず、頂戴しました内容のまま掲載いたします。
6	<p>■2. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれ</p>	今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置

	<p>ば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
7	<p>■3.本事業で採用する予定の風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p> <p>（理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため）</p>	<p>現時点では採用機種は未定です。準備書作成時には採用予定の機種の仕様を踏まえ、予測を実施いたします。</p>
8	<p>■4.回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。この事実を踏まえ、事業者らが追加的保全措置を検討しない根拠を述べて頂きたい。</p> <p>※45個体（4種、1～32個体）、2015.07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017）</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、ア布拉コウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、ア布拉コウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスマエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>る風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ3個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」（令和2年10月 コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	
9	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>本事業においても現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
10	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
11	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」とした科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>今後音声モニタリング調査を実施し、得られた結果、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
12	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び意見書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
13	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び</p>	<p>「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済</p>

	<p>評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月)によれば、事後調査を行わなければならない場合の考え方として、以下のとおり「予測の不確実性」について記載されています。</p> <p>1) 事後調査を行わなければならない場合の考え方 事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。</p> <p>第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。</p> <p>第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。</p> <p>第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。</p> <p>第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。</p>
14	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置(低減措置)を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば『影響がない』及び『影響が極めて小さい』と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
15	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外への風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討</p>	<p>音声モニタリング調査を実施し、調査結果の解析を行い、可能な限り定量的に影響を予測いたします。その上で、コウモリ類への影響を回避・低減できるような環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>する」段階にすでに入っている。</p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	
16	<p>■12. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリ死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上話して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切と言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p>	現地調査結果等を踏まえ、コウモリ類やその他項目における環境影響を総合的に考え、風力発電機等の配置計画等を検討いたします。
17	<p>■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	適切な保全措置を先延ばしにせず、現地調査結果を基に予測した結果に応じて、検討することが必要と考えております。また、海外の環境保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
18	<p>■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	現地調査結果を基に予測した結果に応じて、検討することが必要と考えております。また、海外の環境保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
19	<p>■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」https://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	音声モニタリング調査を実施し、調査結果の解析を行い、可能な限り定量的に影響を予測いたします。
20	<p>■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p>	方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、コ

	<ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>(意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版” Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」,(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>ウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、宮崎県や経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされますが、ご指摘いただきました内容についても参考にさせていただきます。</p>
21	<p>■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。(意見の理由)事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>準備書にはバットディテクターの調査、解析及び予測手法についての詳細を記載いたします。</p>
22	<p>■18. 「バットストライクに係る予測手法」について</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p> <p><u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一條第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求める。</u></p>	<p>方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、発電所アセス省令*に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなります。その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一條第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>*発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
23	<p>■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つかなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（季節風力発電施設等における環境影響実態把握</p>	<p>事後調査の頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたします。</p>

	I 報告書) P213, NEDO, 2018.	
24	<p>■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（季節風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213, NEDO, 2018.</p>	事後調査の頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたします。
25	<p>■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版” Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No. 6」,(https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	事後調査の手法や頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたします。
26	<p>■22. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、事後調査の考え方方は以下のとおり記載されています。事後調査は国の審査を受け、該当するものについては事後調査を実施してその結果を報告する必要があるものと真摯に受け止めております。</p> <p>(3) 事後調査の考え方</p> <p>事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合</p>

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	住民説明会の開催が中止になったそうですが、再度開催に当たっては、TELにて連絡頂ければ有り難いです。	方法書における住民説明会は新型コロナウィルスの感染状況を鑑み、中止と判断いたしました。 今後の手続きにおいては新型コロナウィルスの感染状況を考慮した上で適宜説明の場を設ける考えです。 また、住民説明会の開催に当たっての周知については、関係機関と協議の上、適切に実施いたします。

日刊新聞に掲載した公告

・宮崎日日新聞

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書」を総務し、説明会を開催いたします。	
一、事業者の名称 事業者の氏名 事務所の所在地	株式会社イメージワゴン 代表取締役 新井 智 東京都新宿区新宿六-17-30 新宿イーストサイドスクエア六階
二、事業の名称	(仮称)串間市いちき風力発電事業
種類 規模	風力発電所設置事業 発電設備出力最大三万キロワット
お知らせ 基数:七基程度	
三、対象事業実施区域	宮崎県串間市市木地区
四、環境影響を受ける範囲	宮崎県串間市及び日南市
五、総覧の場所	宮崎県環境森林部環境管理課串間市役所総合政策課、串間市役所市木支所、日南市役所総合戦略課、日南市役所南郷町地域振興センター
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、総務場所に備え付けております。意見書箱にご投函くださいか、令和三年三月四日(木)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時	午前九時から午後五時までいずれも、土日・祝日を除く(日)電子総務は次のウェブページにて実施いたします。 https://www.imageone.co.jp/eene_news/kushima/houhou/
一、市木公民館 体育館(宮崎県串間市串間市大字市木七三五〇) 二、市木公民館 体育館(宮崎県串間市串間市大字市木七三五〇) 三、南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室(宮崎県日南市南郷町中村乙七〇五番地)(令和三年二月七日(日)十四時三十分より) 四、南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室(宮崎県日南市南郷町中村乙七〇五一番地)(令和三年二月八日(月)十時三十分より)	午前九時から午後五時まで 午前九時半から午後五時まで 午前九時半から午後五時まで 午前九時半から午後五時まで
八、問い合わせ先 九、その他	株式会社イメージワゴン 〒一六〇〇〇二一 東京都新宿区新宿六-17-30 新宿イーストサイドスクエア六階 電話〇三六二三三三四一〇(代表) 午前九時半から午後五時まで 土・日・祝日は除く(担当 野々下) その他の住民説明会の開催に当たっては、新型コロナウィルス感染症の感染対策を行い、回あたりの参加人数が多数とならないよう分散して実施いたします。なお、今後、新型コロナウィルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて総務や住民説明会の予定を変更することがあります。その際には当社ウェブサイトでお知らせします。

広報くしま

○令和 3 年 2 月 1 日号に掲載

Information



申請

ひとり親世帯 臨時特別給付金の申請は お済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯などに対し、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、昨年8月から給付金を支給しています。串間市の申請受付期限は2月26日(金)までとなっており、申請がお済みでない方は、お早めの手続きをお願いします。申請方法など詳しい内容については、市公式サイトをご確認いただくか福祉事務所までお問い合わせください。

●基本給付

■支給対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方<申請不要>
- ②公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)(※1)を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方で、平成30年の収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方(※2)<申請必要>

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます)<申請必要>(※1)すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当が全額または一部停止されたと推測される方も対象。(※2)公的年金などを受給しても、児童扶養手当にかかる支給限度額を上回る場合は支給対象となりません。

■支給額=1世帯5万円、第2子以下1人につき3万円

※基本給付の申請を行う方は、昨年末に決定した再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。

●追加給付

■支給対象者

基本給付①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方<申請必要>

■支給額=1世帯5万円

問 福祉事務所にども政策係

☎72-1123

生活

廃棄物(ごみ)の野外焼却は 法律で禁止されています!!

家庭や事業所などでごみ(いらない物)を焼却する行為は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。違反者については、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金に処されます。

家庭での枯れ草の焼却も罰則の対象です。

市役所に寄せられる苦情の中でも、「近隣で草などを燃やして、その煙が洗濯物に付く」「農業用ビニールなどを燃やして、有害なガスが家の中にに入る」などの健康被害に波及するといった相談が絶えません。

市役所からの指導で消火に応じない場合や、何度も繰り返す場合など悪質なケースは警察へ通報します。

自分の都合だけを考えず、近隣の方のことも考えましょう!

問 市民生活課生活環境係

☎72-1356



ご案内 (仮称)串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

串間市で計画されている風力発電事業について、環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会を行います。

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見書箱に投かんいただき、3月4日(木)までに右記の問い合わせ先へご送付ください(当日消印有効)。

- 事業者=株式会社イメージワン
- 縦覧期間=1月19日(火)～2月18日(木)
- 意見受付期間=1月19日(火)～3月4日(木)

●縦覧場所=市総合政策課、市木支所

●縦覧時間=午前9時～午後5時
(いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)

●電子縦覧=

https://www.imageone.co.jp/ene_news/kushima/houhou/

●環境影響評価方法書についての
住民説明会(※)

■場所=市木公民館体育館(串間市大字市木7350の7番地)

■日時=

①2月5日(金)午後4時半～

②2月6日(土)午前10時半～

(※)住民説明会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に行い、一回あた

りの参加人数が多数となるよう分散して実施いたします。なお、今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体などから要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。その際には、同社ウェブサイトにてお知らせします。

問 株式会社イメージワン

担当:野々下(〒160-0022)

東京都新宿区新宿6-27-30

新宿イーストサイドスクエア6階

☎03-6233-3410(代表)

午前9時半～午後5時

(土・日・祝日は除く)

広報にちなん

○令和 3 年 2 月 1 日号に掲載

05 お知らせ

消防

市内のコンビニ全店舗(24時間営業のみ)にAEDを設置しています

各店舗の協力によりAEDを設置しています。誰でも24時間 365日 使用可能です。
※緊急時は、コンビニ店員からAEDを借り、使用してください。操作は、借用者本人にしていただきます。

○問い合わせ 消防本部 警防課 ☎(23)7584



スポーツ

北郷小中学校屋内温水プールの一般開放(有料)

■開放期間 10月1日～翌年5月31日

■開放時間

【平日】17時30分～21時

【休日】13時～17時

※休日とは、土・日・祝日・春休み・冬休み期間中のことです。

■休館日

- ・毎週月曜日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・その他、学校の行事や施設管理上などで開放しないことがあります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開放を行わないことがあります。

■使用料 有料

※小学生未満は利用できません。



※使用料などの詳細は、市公式ホームページで確認するか、お問い合わせください。

○問い合わせ

【開放時間内】

北郷小中学校屋内温水プール ☎(55)4660

【平日（8時30分～17時15分）】

学校教育課 管理係 ☎(31)1178

行政

(仮称)串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

串間市で計画されている風力発電事業について、環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。環境保全の見地から意見をお持ちの方は縦覧場所に備え付けの書面に必要事項を記入し、意見書箱への投函、または郵送にてご意見ください。

■縦覧期間

1月19日(火)～2月18日(木)

■意見受付期間

1月19日(火)～3月4日(木)

■縦覧時間

9時～17時(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所

①日南市役所 総合戦略課 窓口

②南郷町地域振興センター 窓口

■その他

環境影響評価方法書に係る住民説明会

・日時 2月7日(日) 14時30分～

2月8日(月) 10時30分～

・場所 南郷ハートフルセンター 生涯学習館

大研修室

※住民説明会の開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に行い、1回当たりの参加人数が多数とならないよう分散して実施します。なお、今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体などから要請を受けた場合には、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。その際には、当社ウェブサイトでお知らせします。

○問い合わせ

株式会社イメージワン 担当：野々下

☎03(6233)3410 (代表)

※9時30分～17時(土・日・祝日は除く)



当社ホームページ掲載内容

○令和 3 年 1 月 19 日 (火) より、当社ホームページに掲載



ホーム ▶ 地球環境ソリューション ▶ 風力発電事業 ▶ 「(仮称) 串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称) 串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成致しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

表紙・目次 [■](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [■](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [■](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況 [■](#)

3.2 社会的状況 [■](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [■](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [■](#)

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [■](#)

第7章 その他環境省令で定める事項 [■](#)

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [■](#)

資料編 [■](#)

方法書要約書 [■](#)

ご意見記入用紙 [■](#)

方法書の縦覧

・縦覧場所

ご意見記入用紙の記入 :

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが、ご意見の有無に関わらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

土・日・祝日を除く開庁日

・縦覧時間

午前9時～午後5時まで

・意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださいか、令和3年3月4日（木）までに下記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

・住民説明会

1. 市木公民館 体育館（宮崎県串間市串間市大字市木7350-7）
令和3年2月5日（金）16時30分より
2. 市木公民館 体育館（宮崎県串間市串間市大字市木7350-7）
令和3年2月6日（土）10時30分より
3. 南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室（宮崎県日南市南郷町中村乙7051-25）
令和3年2月7日（日）14時30分より
4. 南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室（宮崎県日南市南郷町中村乙7051-25）
令和3年2月8日（月）10時30分より

※住民説明会の開催に当たっては、新型コロナウィルス感染症の感染対策を十分に行い、一回あたりの参加人数が多数となるないよう分散して実施いたします。
なお、今後、新型コロナウィルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。最新の情報については、本ページにてお知らせします。

お問合せ先

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア6階

株式会社イメージワン エネルギー事業部 （担当：野々下）

電話：03-6233-3410（代表）

土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで

イメージワンについて

トップメッセージ

会社概要

企業理念

アクセスマップ

沿革

コーポレートガバナンス

セキュリティへの取り組み

ヘルスケアソリューション

onti

I-HIS（クラウド型電子カルテ「アイヒス」）

CLEVINO PACS

POP-Net Viewer

Connectio Report

Connectio RIS

Oceanio

コールセンター

GEOソリューション

Pix4D社製 ソフトウェア

Pix4D社製 ソフトウェア 関連商品

microdrones社製 小型無人航空機（UAV）

Malvern Panalytical 可視・近赤外線分光放射計

衛星画像解析サービス

IR情報

IRニュース

株式関連情報

IRライブ配信

財務ハイライト

イベント・セミナー

プレスリリース

株価情報

電子公告

地球環境ソリューション

風力発電事業

[別紙 4]

住民の皆様へ

株式会社イメージワン
代表取締役 新井 智

(仮称) 串間市いちき風力発電事業

環境影響評価方法書に関する住民説明会中止について

直近の新型コロナウィルス感染者数の状況から、市木公民館 2月 5日・2月 6日、南郷ハートフルセンター2月 7日・2月 8日で予定しておりました、「(仮称) 串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する住民説明会について、感染拡大防止及び参加可否の公平性の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。

直前の連絡となり申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、この度は住民説明会の実施ができないため、後日説明会資料を方法書縦覧場所に設置させて頂きます。

ご説明用資料を現在作成中でございますので準備でき次第、方法書縦覧場所への資料の設置をさせて頂きます。

設置期間等、最新情報につきましては下記URL当社ウェブサイトへ記載させて頂きますので、お手数おかけしますがご確認頂きますようお願い致します。



https://www.imageone.co.jp/ene_news/kushima/houhou/

敬具

当社ホームページ掲載内容



ホーム ▶ 地球環境ソリューション ▶ 風力発電事業 ▶ 「(仮称)串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「(仮称)串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成致しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

方法書要約書

ご意見記入用紙

方法書の縦覧

・縦覧場所

宮崎県庁、串間市役所、串間市役所市木支所、日南市役所総合戦略課、南郷町地域振興センター

・縦覧期間

令和3年1月19日（火）～令和3年2月18日（木）まで
土・日・祝日を除く開庁日

・縦覧時間

午前9時～午後5時まで

・意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださいか、令和3年3月4日（木）までに下記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

・住民説明会

1. 市木公民館一体育館（宮崎県串間市串間市大字市木7-3-5-0-7）
—令和3年2月5日（金）16時30分より
2. 市木公民館一体育館（宮崎県串間市串間市大字市木7-3-5-0-7）
—令和3年2月6日（土）10時30分より
3. 南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室（宮崎県日南市南郷町中村乙7-0-5-1-2-5）
—令和3年2月7日（日）14時30分より
4. 南郷ハートフルセンター 生涯学習館大研修室（宮崎県日南市南郷町中村乙7-0-5-1-2-5）
—令和3年2月8日（月）10時30分より

直近の新型コロナウィルス感染者数の状況から、予定しておりました、「（仮称）串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」に関する住民説明会について、感染拡大防止及び参加可否の公平性の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。直前の連絡となり申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、住民説明会の実施に代わり、方法書収録場所に説明資料を3月4日まで設置させていただきます。

説明資料または方法書についてご意見がございましたら、備え付けの意見書にご記入の上、意見書箱への投函、もしくは弊社までご郵送ください。

お問合せ先

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア6階
株式会社イメージワン エネルギー事業部 （担当：野々下）
電話：03-6233-3410（代表）
土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで

イメージワンについて

トップメッセージ

会社概要

企業理念

アクセスマップ

沿革

コーポレートガバナンス

セキュリティへの取り組み

ヘルスケアソリューション

anti

I-HIS（クラウド型電子カルテ「アイヒス」）

CLEVINO PACS

POP-Net Viewer

Connectio Report

Connectio RIS

Oceanio

コールセンター

GEOソリューション

Pix4D社製 ソフトウェア

Pix4D社製 ソフトウェア関連商品

microdrones社製 小型無人航空機（UAV）

Malvern Panalytical 可視・近赤外線分光放射計

衛星画像解析サービス

IR情報

IRニュース

株式関連情報

IRライブ配信

財務ハイライト

イベント・セミナー

プレスリリース

株価情報

電子公告

地球環境ソリューション

風力発電事業

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業 環境影響評価方法書」

閱覽用紙

ご住所

二氏名

「(仮称)串間市いちき風力発電事業 優先選択方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

※閲覧数確認のため、御協力の程お願い致します。

令和3年 月 日